

敦賀市立看護大学実習運営委員会に関する細則

平成27年3月18日

敦賀市立看護大学細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、敦賀市立看護大学教授会規則（平成26年敦賀市立看護大学規則第4号。以下「教授会規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、看護学部教授会（以下「教授会」という。）が設置する敦賀市立看護大学実習運営委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(委員会の審議事項等)

第2条 委員会は、敦賀市立看護大学の実習科目に関し、次に掲げる事項について審議し、教授会に対して意見を提出するものとする。

- (1) 実習全般に関する実習施設との調整に関すること。
- (2) 実習施設の決定及び実習グループの配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実習を安全かつ円滑に実施するために必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員は、各看護専門領域からの各1名とする。

- 2 前項の規定による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから学部長が指名する。
- 3 委員長は、委員のうちから副委員長を1人指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会を招集する。ただし、2人以上の委員から要請があるときは、速やかに委員会を招集しなければならない。
- 5 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を主宰する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(改正)

第6条 この細則の改正は、教授会の議決に基づいて学長が行う。

(その他)

第7条 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議決に基づいて委員長が定めるものとする。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（令和3年敦賀市立看護大学細則第2号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。